

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成26年6月26日(2014.6.26)

【公開番号】特開2014-81530(P2014-81530A)

【公開日】平成26年5月8日(2014.5.8)

【年通号数】公開・登録公報2014-023

【出願番号】特願2012-229989(P2012-229989)

【国際特許分類】

G 09 B 23/04 (2006.01)

【F I】

G 09 B 23/04

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月12日(2014.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

学習用の図形板セットであって、

頂角が108度、底角が36度の二等辺三角形の第1の三角形板と、

頂角が36度、底角が72度の二等辺三角形の第2の三角形板とを備えており、

前記第1の三角形板の等辺の長さと、前記第2の三角形板の等辺の長さ又は底辺の長さとが一致し、

前記第1の三角形板と前記第2の三角形板とを組み合わせて新たな三角形を形成でき、前記第1の三角形板及び前記第2の三角形板の少なくとも一方に、相似三角形を認識させる表示又は正5角形の表示が付されていることを特徴とする図形板セット。

【請求項2】

学習用の図形板セットであって、

頂角が108度、底角が36度の二等辺三角形の第1の三角形板と、

頂角が36度、底角が72度の二等辺三角形の第2の三角形板とを備えており、

前記第1の三角形板の等辺の長さと、前記第2の三角形板の等辺の長さ又は底辺の長さとが一致し、

前記第1の三角形板と前記第2の三角形板とを組み合わせて新たな三角形を形成でき、円形の凹部が形成されたプレート部材と、前記第1の三角形板及び前記第2の三角形板を含む三角形板の組とを備えており、前記三角形板の組を構成する三角形板を組み合わせて、前記円形の凹部に内接する正5角形又は正10角形を形成できることを特徴とする図形板セット。

【請求項3】

学習用の図形板セットであって、

頂角が108度、底角が36度の二等辺三角形の第1の三角形板と、

頂角が36度、底角が72度の二等辺三角形の第2の三角形板とを備えており、

前記第1の三角形板の等辺の長さと、前記第2の三角形板の等辺の長さ又は底辺の長さとが一致し、

前記第1の三角形板と前記第2の三角形板とを組み合わせて新たな三角形を形成でき、正10角形の凹部が形成されたプレート部材と、前記第1の三角形板及び前記第2の三角形板を含む三角形板の組とを備えており、前記三角形板の組を構成する三角形板を組み

合わせて、前記正10角形の凹部に内接する正5角形を形成できることを特徴とする図形板セット。

【請求項4】

前記第1の三角形板及び前記第2の三角形板を含む三角形板の組を備えており、前記三角形板の組を構成する三角形板を組み合わせて、正5角形又は正10角形を形成できる請求項1に記載の図形板セット。

【請求項5】

凹部が形成されたプレート部材と、前記第1の三角形板及び前記第2の三角形板を含む三角形板の組とを備えており、前記三角形板の組を構成する三角形板は、辺又は頂点が前記凹部の内周壁面に接した状態で配置できる請求項1又は4に記載の図形板セット。

【請求項6】

円形の凹部が形成されたプレート部材と、前記第1の三角形板及び前記第2の三角形板を含む三角形板の組とを備えており、前記三角形板の組を構成する三角形板を組み合わせて、前記円形の凹部に内接する正5角形又は正10角形を形成できる請求項1、4又は5に記載の図形板セット。

【請求項7】

正10角形の凹部が形成されたプレート部材と、前記第1の三角形板及び前記第2の三角形板を含む三角形板の組とを備えており、前記三角形板の組を構成する三角形板を組み合わせて、前記正10角形の凹部に内接する正5角形を形成できる請求項1、4又は5に記載の図形板セット。

【請求項8】

凹部が形成されたプレート部材と、前記第1の三角形板及び前記第2の三角形板を含む三角形板の組とを備えており、前記三角形板の組が複数であり、前記三角形板の組の1組分を構成する三角形板を組み合わせて、正5角形又は正10角形を形成でき、前記複数の三角形板の組は、前記凹部に積み重ねて収納できる請求項1から7のいずれかに記載の図形板セット。

【請求項9】

前記プレート部材に、前記円形の凹部に内接する正5角形及び正10角形の少なくともいずれか表示されている請求項2又は6に記載の図形板セット。

【請求項10】

前記第1の三角形板及び前記第2の三角形板の少なくとも一方に、相似三角形を認識させる表示又は正5角形の表示が付されている請求項2又は3に記載の図形板セット。

【請求項11】

前記正5角形の表示は、正5角形の穴である請求項1又は10に記載の図形板セット。

【請求項12】

前記正5角形の表示の内側に、さらに相似三角形を認識させる表示と、正5角形の表示とが付されている請求項1、10又は11に記載の図形板セット。

【請求項13】

前記第1の三角形板及び前記第2の三角形板の各頂点の近傍に、前記各頂点の角度に対応した個数の印が表示されている請求項1から12のいずれかに記載の図形板セット。

【請求項14】

前記第1の三角形板及び前記第2の三角形板は、少なくとも一部の頂点が面取りされている請求項1から13のいずれかに記載の図形板セット。

【請求項15】

前記図形板セットに含まれる複数の三角形板が、三角形の種類に応じて色分けされている請求項1から14のいずれかに記載の図形板セット。

【請求項16】

前記図形板セットに含まれる複数の三角形板の少なくとも一つは、三角形板の単体が相似三角形を認識させるように色分けされている請求項1から15のいずれかに記載の図形板セット。

【手続補正2】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0017**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0017】**

正10角形の凹部が形成されたプレート部材と、前記第1の三角形板及び前記第2の三角形板を含む三角形板の組とを備えており、前記三角形板の組を構成する三角形板を組み合わせて、前記正10角形の凹部に内接する正5角形を形成できることが好ましい。この構成によれば、三角形板の頂点を、正10角形の凹部の内周壁面に当接させながら、三角形板を凹部に載置して正5角形を完成させることになり、この載置作業を通じて、正10角形とこれに内接する正5角形との対応関係を意識することになり、学習効果が高まる。

【手続補正3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0079**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0079】**

また、図1～4は、角度に関する表示として、角度及び印20の両方を付した例であるが、これら的一方又は両方がない構成であってもよい。角度に関する表示がなくてもよく、例えば前記のような手引きを併用すれば角度を意識した学習が可能になる。